

議第 8 2 号

戸籍書類の無料証明に関する条例等の一部を改正する条例について

戸籍書類の無料証明に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正しようとする。

戸籍書類の無料証明に関する条例等の一部を改正する条例

(戸籍書類の無料証明に関する条例の一部改正)

第1条 戸籍書類の無料証明に関する条例(昭和56年高山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(無料証明の範囲) 第2条 次の各号に掲げる法律の規定による場合の戸籍に関する証明は、無料とする。 (1)~(18) (略) (19) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成19年法律第104号) <u>第103条</u> の規定 (20) (略) 2 (略)	(無料証明の範囲) 第2条 次の各号に掲げる法律の規定による場合の戸籍に関する証明は、無料とする。 (1)~(18) (略) (19) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成19年法律第104号) <u>第61条</u> の規定 (20) (略) 2 (略)

(高山市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第2条 高山市職員の再任用に関する条例(平成12年高山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則 (特定警察職員等への適用期日) 第2条 <u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号</u> に規定する特定警察職員等(附則第4条において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。	附則 (特定警察職員等への適用期日) 第2条 <u>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号</u> に規定する特定警察職員等(附則第4条において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。

(高山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 高山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年高山市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則	附則

(他の法令による給付との調整)

第6条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障がい又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障がい又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）の項～障害厚生年金（当該補償の事由となつた障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項（略）
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障がいについて <u>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）</u> 若しくは <u>地方公務員等共</u>

(他の法令による給付との調整)

第6条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障がい又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障がい又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）の項～障害厚生年金（当該補償の事由となつた障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項（略）
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障がいについて障害厚生年金が支給される場合を除く。）

	<p>済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</p>			
障害補償年金	<p>旧船員保険法の障害年金の項～障害厚生年金（当該補償の事由となつた障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項（略）</p>	障害補償年金	<p>旧船員保険法の障害年金の項～障害厚生年金（当該補償の事由となつた障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項（略）</p>	
	<p>障害基礎年金（当該補償の事由となつた障がいについて障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</p>	0.88	<p>障害基礎年金（当該補償の事由となつた障がいについて障害厚生年金が支給される場合を除く。）</p>	0.88
遺族補償年金	<p>国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金の項～遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）の項（略）</p>	遺族補償年金	<p>国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金の項～遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）の項（略）</p>	
	<p>遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金</p>	0.88	<p>遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金</p>	0.88
<p>2 休業補償の額は、同一の事由についての表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定</p>		<p>2 休業補償の額は、同一の事由についての表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定</p>		

にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

旧船員保険法の障害年金の項～障害厚生年金（当該補償の事由となつた障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項（略）

旧船員保険法の障害年金の項～障害厚生年金（当該補償の事由となつた障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項（略）

障害基礎年金（当該補償の事由となつた障がいについて <u>障害共済年金又は障害厚生年金</u> が支給される場合を除く。）	0.88
---	------

障害基礎年金（当該補償の事由となつた障がいについて障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
--	------

（高山市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第4条 高山市職員の退職手当に関する条例（昭和36年高山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（一般職の自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額） 第3条（略） 2 前項に規定する者のうち、傷病（ <u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項</u> に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条第1項及び第5条第1項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第8条の2第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した一般職の職員（第13条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を	（一般職の自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額） 第3条（略） 2 前項に規定する者のうち、傷病（ <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項</u> に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条第1項及び第5条第1項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第8条の2第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した一般職の職員（第13条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職

受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の6第4項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

した者を含む。以下この項及び第6条の6第4項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。